

第2回 観光税検討委員会 議事録

日時：2025年8月8日（金）14:00-16:00

場所：役場 301 会議室

出席者：

【委員】

	氏 名	所属・役職等名
1	山田 雄一	立命館大学ビジネススクール（観光 MBA） 教授
2	森 晃	長野県旅館ホテル組合会 常務理事
3	小田切 美幸	野沢温泉マウンテンリゾート観光局代表理事
4	宮崎 至	野沢温泉商工会長
5	片桐 アキラ	野沢温泉旅館組合長
6	片桐 幹雄	（株）野沢温泉社長
7	西方 俊也	村議会議員
8	河野 今朝成	村議会議員

【オブザーバー】

	氏 名	所属・役職等名
1	竹井 勝	野沢温泉村 観光産業課長
2	河野 竹芳	野沢温泉村 総務課長

【事務局】

	氏 名	所属・役職等名
1	江尻 丈	野沢温泉村 税務係長
2	笹岡 俊介	野沢温泉村 商工観光係長

【提案・資料作成】

	氏 名	所属・役職等名
1	佐藤 俊介	野沢温泉マウンテンリゾート観光局 事務局次長
2	池知 貴大	公益財団法人日本交通公社 観光研究部 主任研究員
3	江崎 貴昭	公益財団法人日本交通公社 観光研究部 副主任研究員

議事録：

1. 開会

2. 議事

(1) 観光税検討委員会第1回の振り返り

事務局（野沢温泉村税務係江尻係長）より、資料１に沿って説明した（質疑なし）。

（２） 観光税の整理①

提案・資料作成者（（公財）日本交通公社池知主任研究員）より、資料２に沿って説明した。以下、意見及び質疑。

- 山田委員 ： ・ 宿泊税と入域税はどちらかを選んだらどちらかは選べないということではない。
- ・ そのうえで、宿泊税については、長野県が条例を可決しているため、野沢温泉村が独自課税をするべきかについて、この１～２ヶ月で判断する必要がある。
- 河野委員 ： ・ 直近で村内の事業者に関別ヒアリングする機会があったが、独自課税をすべきという意見がほとんどだった。基本的には独自課税をすべきと考えるが、独自課税を行うことのデメリットの整理を求めたい。
- 西方委員 ： ・ 入域税・宿泊税ともに、税の３原則が担保されており、税を払っていただくお客様に税の必要性を理解いただく必要がある。
- 片桐（ア）委員 ： ・ 旅館組合では独自課税をすべきという見解である。同組合では１０年ほど前から観光財源確保の議論を行ってきた。当村の訪問者のほとんどは宿泊客であるため、村として宿泊税を徴収し、これを財源に宿泊者の滞在環境や満足度が向上するための施策を行うべきと考える。
- 片桐（幹）委員 ： ・ 独自課税すべきであると考えているが、独自課税のデメリットについては整理いただきたい。
- 宮崎委員 ： ・ 独自課税については、徴収コストや徴収の手間等も含めてデメリットの整理をいただきたい。
- ・ 湯田中温泉のとある旅館は、独自課税は宿泊客の減少が見込まれると懸念を示していた。
- 小田切委員 ： ・ 独自課税をすべきである。財源をどのように使うのか、その使い道をどのように決めるかを並行して検討していきたい。
- 森委員 ： ・ 独自課税の実施は日本の観光の形を変えるものである。観光地の競争が国際的になっており、国内の大都市や海外の観光地と競争する中で、野沢温泉村という小さい村が台頭していくためにも独自課税を行うことは必要。
- 山田委員 ： ・ 独自課税については概ね賛成をいただいたが、独自課税のデメリットや税の３原則に照らした整理、税の使い道

の決め方をセットで議論すべきという意見いただいた。

- ・ 独自課税のデメリットとしては、県税は県が徴収するが独自課税の場合は村側で徴収作業を行うため、村として徴収の作業が発生することが挙げられる。
- ・ これらの付帯事項つきではあるが、野沢温泉村として独自課税を行うことを前提とし、次の議論に移りたい。

(3) 観光税の整理②

提案・資料作成者（（公財）日本交通公社池知主任研究員）より、資料3に沿って説明した。以下、意見及び質疑。

- 片桐（ア）委員：
- ・ 税率は村としての将来性を考えると定率制が望ましい。物価上昇に沿った税収を見込むことができることが可能となる。
 - ・ 定率制の懸念点として「特別徴収義務者の負担」がよく挙げられるが、宿泊事業者はこれまで消費税の変更にも対応しており、宿泊税において対応できないということはない。
- 西方委員：
- ・ リフト税については協力金方式が案として説明されたが、実質的に難しいと考える。スキー場は村が保有し株式会社野沢温泉が施設運営を行う上下分離方式であり、雪上使用料という形で村に収入（直近では年間5億円程度）が入ってくる。また、スキー場の入場者数に10円を乗じた額を村のスキークラブに寄付する形となっている。このように、すでにリフト券収入が地域に対して貢献する形が出来上がっており、これに協力金を追加する方式は難しいと考える。
- 片桐（幹）委員：
- ・ 西方委員のご意見はその通りである。当村のスキー場は村が所有するスキー場を運営会社が借りて運営会社が使用料を村に支出しており、この使用料を用いる形で、村からスキー場への投資や、地域の人材育成という観点でスキークラブへの支出されている。これらは村よりスキー場の管理を移管された際に村とスキー場とスキークラブの3者で合意がなされ、現在まで続いている。
 - ・ このような経緯もあり、新たに協力金を設ける等により今までの形を変えることの整理が難しいのではないか。
 - ・ 宿泊税については定率制が望ましいと考える。近年はインバウンドの来訪が多いことや、村内で宿泊料金に開きがあることを踏まえると、公平性の観点からも定率制が

- 望ましい。
- 森委員 :
- ・ 長野県の宿泊税制度における租税調整の方針では、独自課税を行う市町村が最低税額の引下げ又は免税点の引上げが行われる場合、県は県内における宿泊課税の公平性確保の観点から、市町村の課税額に合わせて県税額を調整するとしている。
 - ・ これをふまえると、独自課税市町村が免税点を設けない等、県税と異なる方式をとると、総務省側に地域内調整がなされていないと判断され、長野県の宿泊税導入自体を遅延させることに繋がる可能性がある。そのため、県税に準じる方式をとらざるを得ない。
 - ・ また、税額については、前述の長野県の租税調整を踏まえると、野沢温泉村として 200 円を下回らない税額にすべきである。定率制を採用する場合は 3.334%以上とする必要があり、3.5%が最低ラインとなる。
 - ・ 「独自課税を行わないと税収が不足するために村は独自課税を行う」というロジックに立てば、税収面を考慮すると 300～350 円以上の税額が必要であり、定率制 3.5%とあまり変わらない。低価格帯の宿泊施設への配慮という観点も踏まえると、定率制が選択される。
- 山田委員 :
- ・ 低価格帯の宿泊施設への公平性も鑑みると、定率性を選択することが望ましい。全国的には段階式定額制が多く採用されているが、一定の宿泊料金を超えると税額が大きく変わり、例えば連泊をする宿泊者にとっては煩雑な制度となり得る。
- 西方委員 :
- ・ 宿泊税を選択した場合、リフト税等の検討は全く行わないのか。
- 片桐（幹）委員 :
- ・ 前述の通り、リフト券収入の一部が村への投資に使われている以上、宿泊客とスキー場利用者が概ね一致する当村においては、宿泊客への課税もリフトへの課税も実質的にはどちらも同じ効果を持つと認識している。リフト券の料金に税を上乗せするよりかは、必要に応じてリフト券の料金を調整すれば良いと考える。
 - ・ いずれにせよ、まずは宿泊税の導入に注力することが望ましい。別途、リフト税の検討を必ずすべきと考える訳ではないが、リフト税は全く選択肢にない、ということでもない。
- 山田委員 :
- ・ リフト税の議論を今後行うかどうかについてはまだ決

議はとれていないが、片桐（幹）委員の意見では、現時点ではどちらを選択すべし、という意見はないということだった。

- ・ リフト税については海外では事例はあるが、国内において前例はなく、実装していくには一定の検討が必要となる。なお、仮にリフト税を検討する際は、「スキー場利用者が税を支払い、株式会社野沢温泉はあくまで代理に徴収して村に収める」という整理がなされる。現在株式会社野沢温泉が村に納めている使用料とは区分されるため、立て付けとしてリフト税自体が否定されるものではない。
- ・ また、現時点では野沢温泉村は宿泊者とスキー場利用者が概ね一致しているが、観光税の導入でより魅力的な地域がつくられると、比例して日帰り客も増えることが予想される。
- ・ そのため、宿泊税とは別途の税収については、どのような手法があるかも含め継続的に議論を進めていくことでいかがかと思う。

宮崎委員：

- ・ 宿泊税は定率制で賛成だが、様々な OTA が入り込んでいる中、確実な税の徴収が可能なのか、また、徴収に係るコストについて確認したい。

山田委員：

- ・ 税徴収自体は定率・定額関係なく、役場の尽力が必要となる。
- ・ 徴収コストについては、先行事例では宿泊事業者が行うシステム改修費を行政が補助金として支援を行い、また、税収の一定額を報奨金として渡している。

片桐（ア）委員：

- ・ 納税するのは宿泊者であり、特別徴収義務者はあくまで宿泊事業者である。どのようなルートで宿泊予約がされようが、特別徴収義務者である宿泊事業者が責任を持って徴収する。

河野委員：

- ・ 免税点について、他地域では設定した免税点をやや下回る宿泊価格に調整された例がいくつかあると聞いている。当村には白色申告者が一定程度存在することや公平性の観点、事業縮小の懸念から、免税点は設けないほうが良いと考えるがいかがか。

山田委員：

- ・ 他地域ではが宿泊税を導入した際、免税点下回る価格設定が行われており、ご指摘の懸念は発生し得る。
- ・ 一方、長野県の租税調整の方針では、仮に市町村が免税

- 点を設けない場合、県税が 200 円分徴収するといった可能性もあり、かなり複雑な状況となってしまう。
- 森委員 : ・ 長野県は当初は免税点を提示していなかったが、とあるタイミングで 3,000 円の免税点が提示された。これに対し、長野県の旅館組合、つまり宿泊事業者として免税点の引き上げを要望し、結果的に 6,000 円としていただいた経緯がある。
- 山田委員 : ・ 改めて整理すると、まず税額は定率制が良いという意見が多かった。また、免税点は価格設定に影響があるといった意見や、税徴収のコストへの対応について意見があった。更に、リフト税等の入域的な税については継続して議論すべき、という意見があった。
- 片桐（ア）委員 : ・ 本日の委員会で、村としては宿泊税の独自課税を行うこと、税率は 3.5%以上の定率制で合意したということで良いか確認したい。
- 各委員 : ・ 異議なし。
- 片桐（ア）委員 : ・ そのうえで、具体的な税率を何%にするかは今後の検討事項ということで確認した。
- ・ また、長野県が今後税制度を見直しした場合には、当村でも制度見直しを行う必要があるという理解で良いか。
- 西方委員 : ・ 宿泊税以外の観光税については今後も議論を行うのか。
- 山田委員 : ・ まず、本委員会では宿泊税を独自課税として定率で行うことで合意した。その他の観光税については本委員会での導入の是非を決断するわけではなく、別途、検討を続けていくということになる。
- ・ 本委員会は村長からの諮問機関であり、今述べた内容を本委員会の答申として文書で整理していく。
- ・ 長野県が宿泊税額を見直しした場合だが、例えば倶知安町が 2019 年に宿泊税を 2%で導入したが、今般、北海道が宿泊税を導入したことに伴い、3%に税率を変更し、北海道と倶知安町がセットで総務省同意を行った。長野県税が見直しを行った場合、独自課税市町村とセットで総務省同意を行うことになるので、いずれにせよそのタイミングで野沢温泉村としても制度の見直しを行うということになる。
- 片桐（ア）委員 : ・ 承知した。長野県が 3 年後に見直しを行うことが予定として見えているので、実際に独自課税を開始する際、今後見直しが予定されていることは村内で共通認識を持

っておくことが望ましいと考える。

- 森委員 ：
- ・ 県が今後見直しを行う場合は、長野県の旅館組合に意見を伺うことで約束をしている。

(4) 観光税の使途・ガバナンス（管理体制）等

提案・資料作成者（（公財）日本交通公社池知主任研究員）より、資料４に沿って説明した。以下、意見及び質疑。

- 河野委員 ：
- ・ 村の長期振興計画の後期計画を見直していく段階であり、同計画との整合性に留意していく必要がある。
 - ・ ガバナンスについては、他地域の事例を整理していただければ参考としたい。

- 西方委員 ：
- ・ 地域社会視点を重視してほしい。野沢温泉村の観光の魅力はスキー場と共同浴場であるが、現在の課題の一つに村内の 13 の共同浴場の持続可能な管理が挙げられる。設備の補修や改築をする際は行政が 20%、野沢組惣代が 20%支出している。ここで問題なのは風呂の清掃である。清掃は区で 15～20 人程度の湯仲間を構成し実施しているが、高齢化が進んでいる。ここに手を加えないと共同浴場が維持できない。
 - ・ また、野沢温泉村には外国人が通年で 70～80 人程度居住しており、湯仲間をやっている方も一部いるが、彼らは「他の外国人を湯仲間に加えるべき」と意見出しをしている状況にある。

- 片桐（ア）委員：
- ・ 使途については条例で縛りすぎない方が良い。10～20 年先ではその時々観光課題が出てくるため、これに対応しやすい形が望ましい。一方で、一般財源化は必ず防がなくてはならず、他地域では使途が宿泊事業者に伝わっていないこともあると聞く。使途を縛りすぎずに、一般財源化しない仕組みをうまく考えられると良い。
 - ・ 基金化はぜひ行ってほしい。財源があると使い切ることが目的となる場合もある。

- 片桐（幹）委員：
- ・ スキー場は設備投資が必要となるが、これはスキー場側で得た収入でやりくりしていくべきである。宿泊税で得られた財源はスキー場の設備投資以外の人材確保や体制確保を軸としたソフト面を中心に活用いただきたい。

- 宮崎委員 ：
- ・ ガバナンスについては、DMO が事務局の役割を担っていくことが良いと考える。

- 小田切委員 ：
- ・ 使途は条例で限定しすぎない方式がいい。マスタープランを策定し、事業を組み立てていくことが良い。
 - ・ ガバナンスについては、本委員会等からの意見としてDMO に事務局に任せたいということであれば、ぜひ担っていきたい。
- 森委員 ：
- ・ 地域の観光体制はピラミッド式ではなく砂時計方式であると考えており、DMO が事務局を担い、地域の方々や専門家の方等の意見を聞きながら事業を組み立てていき、DMO を中心に事業を執行していく形が望ましい。
 - ・ 税収額は数年先程度であればある程度試算が可能であるため、単年度ではない事業を行うための予算の大枠がわかる形で運用することが良いのではないかな。
- 山田委員 ：
- ・ 委員の多くから、使途を条例で限定しすぎずにマスタープランのような形で事業を積み上げていく形が良いという意見をいただいた。
 - ・ 倶知安町ではマスタープランと会議体を設ける形で進めており、何がどう動いているのかをマスタープランを通じて地域にわかる形となってきた。
 - ・ 共同浴場の話は別府市の入湯税超過課税の議論の中でも出てきた。これまでは自治会が共同浴場を運営していたが、超過課税の一部を清掃や改修に活用した。
 - ・ ガバナンスは DMO が事務局となるべきという意見をいただいたが、今後どのように運用いただくかについて。継続して議論したい。

(5) その他

山田委員：

- ・ 本日のまとめとして整理したい。
- ・ まず宿泊税については独自課税を行うこととし、県税を内包する定率制で 3.5%以上のものとするが、具体の税率は今後検討していくことで決定した。
- ・ 免税点についても税設計を組み立てるなかで検討を進めていく。さらに、特別徴収義務者への配慮についても整理をしていく。
- ・ その他の観光税についても、本委員会を終えた後も継続して整理・検討していく。
- ・ 使途については、使途条例を制定するがそこで使途を限定しすぎずに、マスタープランの形で運用し、同時に基

金化も進めていくことで意見が出たが、これをベースに継続して議論したい。

- ・ ガバナンスについては、DMO を軸に運営していく意見をいただいたが、具体にどのような運用をしていくかについては継続して議論していく。
 - ・ このようなまとめでよろしいか。
- 各位委員 : ・ 異議なし。

3. 事務連絡

事務局（野沢温泉村税務係江尻係長）より、今後の流れとして、宿泊税制度の骨子案を作成し、8月中を目処に第3回検討委員会資料（書面開催）の形で各委員に意見を伺うとともに、並行してパブリックコメントを行い村民の意見を伺うとすること、第4回の委員会は9/16に開催する旨の連絡があった。

4. 閉会

以上